

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請に係る面談

2. 日時: 令和4年5月18日(水)13時30分～14時30分

3. 場所: 原子力規制庁10階会議卓 ※TV会議により実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

本多主任安全審査官、佐久間安全審査専門職

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗研究所 燃料材料開発部 次長 他8名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

- ・大洗研究所(北地区)核燃料物質使用施設等保安規定の変更内容について－ホットラボ施設に係る変更－
- ・日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)の核燃料物質使用施設等保安規定変更認可申請について(燃料研究棟)
- ・保安規定変更認可申請と使用変更許可の対比表(北地区・使用施設)
- ・大洗研究所 核燃料物質使用施設等保安規定 使用施設等における保安規定の審査基準と保安規定の記載整理表
- ・保安規定に規定すべき事項の確認表

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	それでは規制庁の恩田でございますそれでは大洗北浦研究所北地区の保安規定の変更認可申請に係る面談ということで、
0:00:14	今日藤大原喜多研究所の大洗研究所北地区の関係者の方に集まっていたいて面談ということです。始めさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。
0:00:26	それで
0:00:28	面談資料等は事前にいただいておりますので資料に沿ってご説明をいたしたいと思いますのでG E さんの方からよろしくお願ひいたします。
0:00:39	はい。機構、アンカー本部の仲村です。
0:00:46	方なんですけども、全部で五つのファイルを事前にオープンさせていただくと思います。三つが各憲法との代表となっております、
0:00:57	残り二つはですね、今回の申請の施設に該当する燃研棟等のトラブルについての申請内容の概要説明資料とスライド資料になってございます。進め方なんですけどもまずスライドを資料を用いた申請の概要を説明させて

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:17	後にちょっと規制庁さんの方に記念展等ございましたらそれに対してお答えしていくというような流れ考えているんですけどもそういった理解でよろしいでしょうか。はい。結構です。よろしくお願いします。
0:01:30	では早速、資料の方から説明をさせていただこうかと思えます。順番はどうしますかね。
0:01:40	年検討の方から先にご説明をお願いいたします。
0:01:45	はい。原子力機構の財務の前田でございます。年県庁からご説明させていただきます。
0:01:52	とても頭に資料あると思えますので資料に沿ってご説明いたします。
0:01:58	まずめくっていただきまして2ページ目が本申請の概要でございます。
0:02:03	本申請で、具体的に変わったところは、前回の面談でコメントいただいたところが、こういうところ青いちょっと日示しておりますので、
0:02:16	そこを中心にご説明させていただきたいと思えます。
0:02:20	1ポツの貯蔵容器の金属容器詰め替え作業に係る変更につきましては、
0:02:26	②のところにありますように、金属容器の直結貯蔵容器の対象の容器が です、変更許可申請書に明記されておまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:37	その内容が保安規定にも同じ内容で明記されるようにということで、貯蔵容器対象物を明記いたしております。後程ご説明いたします。
0:02:47	2 ポツの会議点検作業に係る記載の削除については変更ございません。
0:02:53	めくっていただきまして3 ページ目、3 ポツはですね、核燃料物質の使用終了した設備に係る記載の見直しということで、
0:03:03	これもちょっと要望ですね。維持管理設備という言い方をちょっと面、明確にですね、核燃料物質を取り扱わない維持管理設備ということで、
0:03:15	点検等の、平成 29 年度の事故のときの許可で確認事務所取扱設備という表現で許可をいただいておりますけれども、
0:03:25	今回維持管理設備という文言をですね入れるために、整合をとりまして核燃料物を取り扱わない維持管理設備というような表記にしております。
0:03:36	その他については変わりございません。
0:03:38	4 ページ目、補 4 ポツ他廃棄施設の追加に係る変更ですけれどもこの変わりございません。放射性廃棄物でない廃棄物管理に係る記載の追加ですけれども、
0:03:51	これについても変更はございません。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:55	5 ページ目に行きまして、
0:03:58	駆動容器の詰め替え作業に係る変更としまして、対象の金属詰め替えを行う作業設備 9 一次 D のグローブボックスというところが、最大取扱量 300 グラムに変わっ
0:04:12	ておりますので、保安規定上の 3 ポツにあります別表第 1-1、最大取扱量グローブボックスの中の表の中右下の方にありますが 9110 のところが 300 グラムとなっております。
0:04:28	それから 6 ページ目、1 ポツの貯蔵容器の金属詰め替え作業に係る変更で、先ほど言いましたように対象貯蔵容器を明記するというので、
0:04:39	赤枠の中の一番下にあります 6 条の、
0:04:44	保護のですね。
0:04:46	営業 (5) 番、貯蔵容器の識別番号容器番号ですね、明記してございます。この記載内容は許可書と同じ内容となっております。
0:05:00	それから、7 ページ目に行きまして、貯蔵開封点検作業に係る記載の削除というところですけども、これは貯蔵容器の資料の安定化処理開封点検とすべて終わりましたので、これに関する記載削除ということで、
0:05:16	前回の面談の時から変わりはありません。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:20	8 ページ目。
0:05:22	2 ポツのちょうど外部電源作業に係る記載の削除で同じく先ほどと同じように力量に関する別表が結局第 1-3 とかありましたけれども、
0:05:32	これも削除するというので、前回の説明から変わってございません。
0:05:38	それから 9 ページ目、3 ポツの核燃料物質の使用を終了した設備に係る記載の見直しということで、
0:05:46	最初に申しましたように維持管理設備というところの表現ですと、変更許可申請書上だと、核燃料部と取り扱わない設備という表現になっているので、
0:05:57	それを整合をとるために、別表第 1-3 の表題から核燃料物取り扱わない維持管理設備というふうに青字のところを追記してございます。
0:06:08	愛知場所の隣の表の欄のところにも核燃料物を取り扱わないという表現を入れてございます。
0:06:15	それから 10 ページ目ですけども、3 ポツの確認に部署終了、使用終了した職員に係る記載の見直しですけども、
0:06:24	貯蔵燃料貯蔵額のところの記載の削除のところ前回から変わってございません。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:33	それから 11 ページ目、3 ポツの確認の使用終了した設備に係る記載の見直しということで、④で維持管理設備の関連する設備の、
0:06:45	保安措置プラスの維持、それから保安施設管理計画等の策定等ですね、既存の保安規定に書いてある記載のところの表現をですね、
0:06:56	核燃料物を取り扱わないという表現を入れた上で維持管理設備とつなげております。これはコメント反映したものとなっております記載の中身としては、変わりはありません。
0:07:07	ただし負圧の維持のところの第 8 条 2 項ですけども、フードに関してのグローブボックスの負圧に関する記載は、
0:07:17	既存の本規定なんかあるんですけどもフードについては、
0:07:21	前回ご指摘がございまして部分についても、吸引状態を維持しなければならないという文言を、コメント反映して入れるということでご説明した通りの、青字でちょっとボールドになってますけども、太字で書いてあるところが地域となっております。
0:07:37	それから、
0:07:38	施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定というところも、同じく核燃料物取り扱いな維持管理設備ということで書いてございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:49	それから 12 ページ、3 ポツの核燃料物質の使用終了した設備に係る記載の見直しのところですね、別表第 2 の一番下の*の注書きのところですが、
0:08:02	ここの維持管理設備の表現だけだったんですけども、核燃料物取り扱いがないというものを追加してございます。
0:08:10	それから 13 ページ目、3 ポツの確認の物の使用終了した設備に係る記載の見直しで、環境重要な設備等の関連する点検等に関するところですが、
0:08:22	別表第 4 ところの*の注力についても同じく確認によると取り扱わないということも対技師長でございます。別表第 7-14 についても同様でございます。*の注書きのところ核燃料物を取り扱わないという表現を入れて維持管理しないでおります。
0:08:41	それから 14 ページ目、4 ポツの保管廃棄施設の追加、追加に係る変更ですけれども、これについては前回から変わってございません。
0:08:51	それから 15 ページ、保管廃棄施設の設置に係る変更の最大取扱量のところも変わってございません。
0:08:59	16 ページ、国の放射性廃棄物でない廃棄物の管理に係る記載の追加ですが、ここについても前回から変更はございません。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:09	以上です。
0:09:15	はい、ありがとうございました。規制庁の本田ですありがとうございますました。
0:09:23	ここでちょっと、
0:09:24	それぞれでいいですかねちょっと確認させていただきたいことがあります よろしく願いいたします。
0:09:30	まず一つは、
0:09:36	規制庁の本間ですけども今回
0:09:42	大南。
0:09:54	工場。
0:09:55	6条で6条のところで、
0:09:59	この前の曾根検討絡みの話で
0:10:04	安定化処理の作業がもう
0:10:09	終わり終わりなのでその安定化処理にかかる、
0:10:15	記載ですね、記載は削除するということで、変更前の5条、第6条の5 項から(2)の(5)の規定を、
0:10:26	設けておってこれは安定化処理っていう作業は、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:31	今までこれまで経験があまりないというか、
0:10:36	作業なので
0:10:39	その第6条第5項、(2)から(5)については特別なちょっと扱いという ことで設けたと。
0:10:47	理解しているんですけども、
0:10:49	今回、それにかわって今回その金属容器へ詰め替える作業、
0:10:56	については、
0:10:58	今回この場所において、この第6条において変更前の(2)から(5)に 相当する規定が見られないんですけども、
0:11:10	あと運搬車の話はねあるとしてもですね、ここない理由っていうのは金 属用系詰め替える作業っていうのはその安定化処理の
0:11:20	作業に比べれば全然
0:11:23	安易とは言わないですけど日常的にやってる作業なので、
0:11:28	その安定化処理の変更前の(2)とかここのような規定を設けるまでも、
0:11:34	ない作業であると、なおかつ今の既認可の規定の中に、(2)から(5) に相当する、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:44	規定がね、すでに規定されてるっていうふうに理解している理解するんですけれどもそれはいかがでしょうか。
0:11:53	はい、原子力機構大洗建材部の前田です。はい。今ご指摘いただいたところで、まず最初に、伝建等の事故
0:12:03	原因となったエポキシ樹脂が入っている貯蔵容器の開封点検ですとか、安定化処理については、これまでの許可書に書いてある記載とちょっと異なる、不適切な状態での作業なので、はい。厳しい内部被ばくを完全に防止しなければいけないという趣旨で
0:12:24	強度の6条がございます。はい。今回、300グラムの貯蔵容器に関する、第6条について新しく起こすわけですけども、6ページ見ていただきますように、
0:12:36	やはり、一旦先ほどの安定化処理等開封点検に関する部分なんで1回削除はさせていただきますけれども、新しく起こした6条には、
0:12:47	同じくやはりこれまでにない226、33mgと違う300グラムの貯蔵容器の金属入れ替え作業ということで、両括弧1番にありますようにやはり、前回特化軸作業今全面マスク、内部被ばくの保障、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:04	遅れということで、前回と同じレベルでの対応、装備というのを規定してございます。はい。その他につきましては、粉を直接扱うわけではございませんので、まずは内部被ばく防止の観点で全面マスクだけが
0:13:21	前回と共用ということになってございましてそれ以外のところにつきましては、加熱するわけでもございませんので前回のところから必要なところというと、
0:13:31	両括弧 1 だけでは、
0:13:33	おりますので、そのような第 6 条は正しく 300 グラム詰め替えるのに適した規定としてございます。はい、そういう理解でわかりました。
0:13:49	ここのいわゆるこういったバグ員バックアウト。
0:13:54	の作業んとかグローブボックスでの作業するときにはこういうっていう規定っていうのは今の機器認可の
0:14:04	第何条かにあれと思うんです。
0:14:08	それに近いものが、
0:14:14	根井衛藤。
0:14:16	それが多分あると思うのでそれは第まず第何条ですかっていうのをちょっと、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:23	お聞きお示しいただきたいのと、
0:14:26	青でお示しいただければなと思っ
0:14:29	てます。
0:14:32	それはね、
0:14:34	今回
0:14:36	この
0:14:44	保安規定の整理表とかいろいろこう横横長の表に入れていただいたん作 っていたいただいたんだけどその中で、
0:14:53	示せばいいかなと思ってんですさ、審査資料としてね。
0:15:00	議事録等は来県、現在前田でございます。はい。
0:15:08	先ほど横長の表に合うようにちょっと記載を追記させていただきたいと 思いますね。今、今、ごめんなさい、今、今ありますそれ、
0:15:17	ちょっとすいませんちょっと見落としてたんだけどそのを考案してに規 定すべき事項の確認表。
0:15:24	はい。これの2ページに、
0:15:27	はい。
0:15:28	の真ん中に今、前田さんおっしゃったその220グラムを超える、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:34	インド作業っていう真ん中に欄があって、
0:15:37	はい。③④⑤ってそれぞれあるかなと思ったんです。
0:15:47	で、保安規定の該当箇所が
0:15:51	戸田伊奈、大南店六条があって、
0:15:56	我々、別表第1の期間とかあと第6条ってがあるじゃないですか。
0:16:22	わかります。
0:16:25	助教の前田でちょっとお待ちください。はい。
0:16:57	技術校の前田でございます。はい。今そのバックインバックアウトに関するところにつきましては、はい。下部要領の方に
0:17:08	燃研棟のマニュアル類の方に落とされてまして、はい、WACの中では 雑品バックアウトに関する記載はないんだ
0:17:18	ます。
0:17:21	そうするとね今、私が出席させて田丸さんのその主要施設の操作っていう欄のところの、
0:17:29	右側は別表1の1年は書いてなくて、
0:17:32	これは
0:17:34	取扱量をまさに示してる。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:37	今日だけなので、
0:17:38	いわゆる、
0:17:39	この
0:17:40	バックインバックアウトというちょっと細かな
0:17:44	作業に特化したんじゃなくて何ちゅうか踏ままさに操作全体を、
0:17:51	で行うときのその保安規定の今の既許可、既認可の規定って第何条か何かあると思うんです。
0:18:01	それを降雨、別表第1の1とともにない男女ってじゃあ入れられるものなら入れてもらうと。
0:18:27	原子力機構の相田でございます。今具体的にバックインバックアウトっていうのはないんですけども、
0:18:37	7-3 ページに、第12条っていうのがございまして、はい。
0:18:42	例えば作業中の設備等の監視っていうのは、はい。
0:18:46	その中では、6人の課長の名前省略しますけども、燃料取扱作業中っていうのがあるんですが、保安上重要な設備等が正常に作動していることを監視するとなっておりますので、はい。その中で本当にバックアウト作業なるほど。はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:04	市が行われるという状態だというふうな認識でございます。わかりました 12 条ね。
0:19:10	はい。
0:19:13	わかりました。
0:19:16	そうですね作業開始前終了後の措置というのはその前の第 11 条にございまして、はい。
0:19:23	そこでも作業開始前と作業終了後で、扱いにかかる作業の設備等点検し異常等、
0:19:31	ありますので、この 1112 条あたりで、そうですね、適切に維持されているという理解でございます。
0:19:39	わかりました。はい。
0:19:47	11 条と、
0:19:49	第 7 編でしょうね第 7 編。
0:19:52	原子力の前田です。第 7 編
0:19:58	で 7 へ 11 条と 12 条はいわかりましたわかりました。それが、
0:20:05	日常的に行われている R O V ボックス、
0:20:09	の中での作業に係る作業における

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:17	保安全管理。
0:20:21	菅安全管理上の規定。
0:20:24	になりますという説明と理解しましたわかりましたありがとうございます。
0:20:30	すみません原子力規制庁の坂間ですけれどもその点に関してちょっと追加でよろしいでしょうか。
0:20:36	はい。軽食の前田です。よろしくお願いします。
0:20:40	規制庁坂間ですが、第6条のところ、例えば
0:20:47	このグローブボックスで取り扱う貯蔵容器は、空容器を含め1容器のみとするということを追加されていて、それは結構重要な事項だと思うんですけれども、
0:21:00	今の整理表で見ると、例えば使用前使用後に、
0:21:06	確認すべき事項とかそういったところには含まれていないんですが、どの審査基準に該当する部分というふうにお考えでしょうか。
0:21:34	原子力機構の前田でございます。正直、今の一井大木に関するところは、臨界に関するところと理解してございまして、みたいな。
0:21:47	保安規定は22。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:50	第 20 条にあります。臨界管理に関連するところで、一応機というふうな理解でございます。
0:22:01	ただし、そこでは、1 号機の管理という表現はないので、第 6 条の方で一応機とするという記載にしております。
0:22:11	うん。
0:22:15	ちょっと確認なんですけれども、今、原子炉規制庁の佐久間です。いただいた資料で、保安規定審査基準との経理表というのがありまして、
0:22:26	その審査基準の第 5 号のところ該当するところでは、今、その別表第 1 という形、臨界管理についてはですね、しか記載が今ない。
0:22:41	ごめんなさい別表第 1-1。
0:22:44	にしか見えない、色見えないんですけれども、実際にはこちらに第 6 条も含まれてるっていうそういう理解でよろしいでしょうか。
0:22:53	定住人口の前田です。はい。ご指摘いただいた通りでございます。ちょっと
0:22:59	今回の変更の部分のところが記載がちょっと丁寧に行われてなくて申し訳ございません。ここでも 6 条について該当と考えております。
0:23:09	以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:12	原子力規制庁の坂間です。もう一度確認しますけれども、第6条の機材すべてが江藤。
0:23:20	この臨界管理について定められている古藤という整理でよろしいでしょうか。
0:23:33	技術部長の前田です。
0:23:40	後、
0:23:44	うん。
0:23:48	第6条のうちですけども、ちゃんここは各貯蔵容器の移動のところの運搬車、
0:23:59	車の移動が対象になっておりまして、
0:24:02	それ以外のところも出ない。
0:24:06	臨界定めないところ、
0:24:14	第6点、第6テーマのやっぱり、
0:24:19	ごめんなさい。
0:24:31	レクチャー
0:24:33	あ、すみません、原子力機構大洗現在の福島と申します。よろしく願いいたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:40	すいません。今のご質問についてですが、
0:24:44	第 6 条のところのですね、
0:24:47	ところで、これは第 7 年の第 6 条、これの 5 項ですね。
0:24:52	こちらのまず都築の一つ。
0:24:58	一つをその運搬するところ、それときちんと、その一つ一つの要求を管理していくところ、ここの部分が臨界とリンクしますので、
0:25:07	そこの部分について、さっきの、先ほどのところに記載を、今回追加するという形にしたいと思います。
0:25:18	原子力規制庁佐久間です。もう一度確認なんですけれども第 5 項でいうところの、第、
0:25:26	4 号、
0:25:28	は、今臨界管理に係る部分というふうに理解したんですけれどもそのほかに、
0:25:35	第 4 号と第 5 号が、臨界管理に関わる部分に追加するというご説明でよろしかったでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:44	はい。そことですね、あと第2号ですね、所定の運搬車というところも 臨界に関わる場所と考案するので、そちらについても同じように追加 いたします。
0:25:57	原子力規制庁佐久間です。わかりました。あと、残りの4号、ごめんな さい3号の部分については、どの審査基準に該当すると考案でしょ うか。
0:26:40	ない。
0:26:50	聞こ
0:26:59	でも、
0:27:04	原子力新居の年度分の藤島です。先ほどのご質問についてですが、②の 方のファイルになりますが、
0:27:22	中央規則の第2条の中に、第1、1項第8号ですね、こちらの線量運用 度量汚染の除去等、こちらに奇抜管理のところが書いてありますが、
0:27:34	そちらについて、先ほどの貯蔵容器から取り出した金属容器の下、
0:27:42	配布を行わないというところが、該当すると考案しております。
0:27:50	坂間です。わかりましたありがとうございます。
0:27:59	お前、あれ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:08	原子炉規制庁佐久間です。ちょっと続けて質問させていただくんですけども、
0:28:15	説明資料の5ページ目のところの別表第1-1の表についてなんですけれども、
0:28:27	衛藤使用変更許可の表では、経過分というのが追加されていたと思うんですけども、今回のにはちょっと含む新旧ともに含まれていないんですがちょっと事実関係を確認いただけますでしょうか。
0:28:51	原子力機構年代の前田でございます。別表第1-1でですね、
0:29:00	場所上は
0:29:03	表があります形の記載がございまして、
0:29:07	断層系系の問題が、
0:29:13	次に、
0:29:16	あります。それで保安Pの方は、今回追記はしてないんですけども、グローブボックスの101のDとかですね、書いてあるところがBのところ が、
0:29:31	乾燥形になってまして、下の方に143-WってのがございますけどWのところ がW e tの知識という表現になっておりまして、従前

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:43	5ヶ所、それからこの規程上はずっとこのEとダブルでもってご説明してきてございますので、
0:29:49	ちょっと許可書上では経営区分がちょっと地域してございますけども、この形状は今回、追記していないという状況でございますような、事実関係はそういう状況でございます。
0:30:05	原子力規制庁の佐久間です。わかりました。あとちょっと確認なんですけれども、許可章との整合表においても、今WとDの記載になってるんですけれどもこれが今最新の、
0:30:18	教科書の書き方ということでよろしいでしょうか。
0:30:22	はい。成長基調の前田でございます。最新は、経緯を記載を追加してございますので、
0:30:30	鑑識がわかりやすいということで記載してございます。それが耐震でございます。
0:30:36	中央規制庁坂間です。わかりました。
0:30:44	規制庁の本田です。そうし、
0:30:47	ただですねちょっと今私と佐久間の方からいろいろ質問させていただいて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:54	ご丁寧に説明もいただいたのでちょっと確認じゃなくて資料の
0:31:01	あれですよ。だから、保安規定、
0:31:05	保安規定の審査基準と保安規定の記載整理表っていう、
0:31:11	紙があると思うんだけどその、
0:31:15	3 ページから 4 ページにかけて、
0:31:29	まず
0:31:32	よろしい。大丈夫すか。3 ポツの委員会管理について定められているこ とってところにだからまず第 20 条の話が、
0:31:42	P r e c u r s o r、
0:31:44	されて、
0:31:45	それは今の運搬とか、
0:31:47	あと容器、
0:31:49	一応家しか駄目とか、
0:31:52	同時使用しないとかっていうのは、臨界にかかる委員会臨界管理のため のあるルールだということであれば、
0:32:02	この関連法案規定関連条文のところにその 20 条のことを追加する。
0:32:09	と、あと最初に、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:12	私が言った 11 条の使用前使用後の確認の話と、
0:32:18	12 条の、
0:32:22	12 条の所、作業中のその監視の話。
0:32:27	これも関連条文として、
0:32:36	要は、だから、
0:32:44	1 回の委員会では、
0:32:59	これはこっち、
0:33:04	今の 11 条と 10 日、
0:33:10	こっちの保安、もう 1 個の方の保安規定に規定すべき事項の確認表。
0:33:15	2 ページの、
0:33:20	真ん中の、
0:33:22	220 グラムを超える旧高野っていうところがあってその③。
0:33:30	主要施設等の操作のところには、別表第 1 の 1 っていう記載しかない んだけどもここに、
0:33:37	第 7 編。
0:33:39	11 条及び 12 条で書けば、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:45	もうそう。岩木許可では全部あり許可で全部そろってますよっていうことを、今回の審査資料で読めばもうそれで十分なんで今佐久間が指定したこともそうだし、
0:33:57	私がちょっと確認させていただくと、すでにあるので、
0:34:01	この審査資料にそれを書いてありますってことを落とし込んで
0:34:05	審査資料とすると。
0:34:09	いうこと。
0:34:12	と、ちょっと指摘させていただきたいんだけど、
0:34:16	いかがですか。
0:34:18	ゲージ梱包大洗年財務の前田です。はい。ご指摘いただいたところは理解いたします。ちょっと丁寧に記載させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。わかりました。はい。
0:34:45	計算
0:34:54	その他はよろしいですか。
0:34:58	上坂さん何かありますか。他に。
0:35:01	規制庁佐久間です。先ほどちょっと指摘した、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:05	保安規定別表第1-1の表に対応する仕様変更許可の表なんですけれども、ちょっと調べてみたところ、多田江藤2021年8月にいただいた補正申請に書かれている表と、
0:35:20	お隣もまだ入ってあるので、ちゃんとそれは申請した表そのものを、
0:35:31	記載いただくように、ちょっと修正をお願いいたします。これ佐川さん、今、14の分の9ページの表のこと。そうです。右側ね、①の資料の保安規定集変更対応。
0:35:47	定昇変更許可対比ページ目の話で、右側ね。
0:35:54	はい、右側の仕様変更許可の方が、表が、これがいただいている補正案と違う。
0:36:02	説明見てない。
0:36:04	修正をお願いします。ちょっとそれも含めてちょっと最終今今局はどれなのかってのもっかいちょっとよく見てもらって、
0:36:13	もうこれ許可した話なんでその表を、
0:36:19	正しいの貼り付ければいだけ、はいよろしくをお願いします。
0:36:24	定住機構の前田でございます。少々ございません。ちょっと確認して対応いたしたいと思っておりますよろしくをお願いします。はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:32	規制庁の佐久間です。よろしくお願ひします。あとすいませんもう1点 仕様変更許可との関係なんですけれども、
0:36:41	図書変更許可で臨界防止の安全対策として水を取り扱わないことという のが記載されてたと思うんですけれども、保安規定には、取り込まれて いるんでしょうか。
0:36:58	それ以降は来の前田でございます。その表現自体は、水川ないこととい う表現はないんでございますけども、先ほどの表にあります、上、
0:37:10	ドライの関係で、Dのところは水を使わない、Wのことは水系を使うと いう、そういう、
0:37:20	部会でございますして、水を使わないという表現は形状はない。
0:37:26	状態でございます。現状はそうなってございます。
0:37:32	清町の佐久間です。使用変更許可の際には、結構明確に書いていただい たんですけれども、保安規定ではこの記載で十分だとも判断されている ということでしょうか。
0:37:44	はい。原子力機構大洗、現在の前田でございます。変更許可申請書の中 では具体的に

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:53	指定解除していただくために水を使わないことを書いてございます。一般規定の中では、水を使わないことが前提となっておりましたのでWとDの区別だけとしてございます。
0:38:07	で、現状、水使うところは、
0:38:16	1本3W、1液位あすいません一応3のW先ほどあの例でご説明しました一条さんのWのところだけが病気の廃棄処理をするところでございます、
0:38:28	国民分使うところにつきましては水を使わない。
0:38:33	ね、今ここでちょっと許可状が落ちちゃうことになるんで、
0:38:38	そこが目的だと。
0:38:41	今現状は水を使わない抜きさえないっていうところは間違いございません。許可書の際には丁寧にちょっとご説明させていただいております、
0:38:52	この規定のところはその部分はちょっと反映してございません。
0:38:56	以上です。
0:39:00	以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:02	規制庁の佐久間です。もう一度確認なんですけれども、今の記載で十分 臨界防止の、
0:39:10	何ていうんすかね措置が図れる十分な記載となってるという、
0:39:15	ご理解ですか。
0:39:16	よろしいですか。
0:39:17	上げ出向は来年度の前田でございます。日付けで評価をして、
0:39:25	委員会にならないという前提での評価にしておりますので、この許可 量の 225 あった分には十分な余裕を持った、
0:39:36	値となっておりますので臨界にならないと考えております。また、今回 の許可いただいた 300 グラム、貯蔵容器につきましては、貯蔵容器から の
0:39:48	原料粉末を出すということもございませんので、臨界にならないという 理解でございます。
0:39:55	規制庁の佐久間です。ありがとうございました。
0:40:09	規制庁佐久間です。私からの質問は以上になります。
0:40:14	はい。はい、では規制庁本田ですありがとうございますそしたら次の。
0:40:20	ホットラボですかね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:25	次ますけどよろしいですか。
0:40:30	はい。研究機構ホットラボの沖村です。よろしくお願いします。
0:40:37	まず資料の方ですけども、こちらの、
0:40:41	ホットラボの施設に係る変更というのを準備させていただきました。1 枚めくっていただきますとまず目次ということで大きく3項目ですねホ ットラボ施設の概要と、
0:40:52	あとは国燃料物使用変更許可の内容等核燃料物溶接不安規定の変更内容 についてという大きく3項目ございます。
0:41:01	また、ホットラボ施設の概要についてですけれども、もし皆さん概要ご 存知であればこちらの方は割愛しても構わないですけども、どうしまし ょうか。
0:41:15	規制庁阪上お願いしますでしょうか。
0:41:20	はい。代表から説明させていただきます。
0:41:25	次にも2ポツの部分の、
0:41:29	少し不足ですけどもこちらの、
0:41:32	多少の変更内容ということでこれまで昨年度は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:36	1回、許可の変更5月と11月に離れた許可されたということで行ってまして今回コントロールの
0:41:43	保安規定の変更につきましてはこちらでは3年5月に許可された内容について、
0:41:50	今回の保安規定に、
0:41:52	内容を入れさせていただいております。
0:41:56	11月の方にはホットな部分は記載ございません。
0:42:00	三国に関しましては、実際に若干規定の変更した内容というところを説明、報告ありますのでそこら辺を説明させていただきます。
0:42:11	めくっていただきましてまず1ポツのホットラボ施設の概要というところで最初に航空写真載せております。こちらは真ん中やや左側に堀田の施設というところがあります。
0:42:25	オレンジ色のためのJMTRの、つまりにホットラボ設置というのがございます。
0:42:31	お笑い所内の大体の位置関係になっております。
0:42:37	次、めくっていただきましてと副長も、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:41	鳥瞰図記載しておりまして、ホットラボ施設はですね照射の試験を実施するスケジュールでありまして、
0:42:51	非破壊検査や破壊検査、R I の製造なんかをこれまで行ってきました。我々のこのホットラボの特徴としましてはこのJ M T R施設と、
0:43:03	下がると言われるように繋がってるというところが大きな特徴となっております。
0:43:10	次、めくっていただきますと建屋の断面図があります。
0:43:16	今回核燃料の塩野というところでこちらコンクリートセル関係の、
0:43:25	施設設備が阿久根施設。
0:43:27	今月末で断面でいくとO T 方の建屋側というんですか。
0:43:33	砂川金から昨年の施設で左側にある材料試験用する操作室関係、こちらはR I 関係の施設となっております。
0:43:47	次めくっていただきますと、セルがあっおる契約なってます。こちらコンクリート製の操作室と言われるようになってまして、左側のマニプレータついているところがあるんですが、こちらが

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:03	目立つマニプレータが書いてあるようなところがもうコンクリートセルとなってまして、ちょっとわかりづらいんですけども手前の方には顕微鏡の持ってるというものがあるんです。
0:44:13	こちらコンクリートセルは8台のコンクリート制度がございまして、顕微鏡流れてる問題の件がございまして。
0:44:22	こちらのコンクリートセルではですね、詳細図未着セルの解体や、
0:44:27	I A S C C試験のためのキャプセルの再組み立て、
0:44:31	燃料及び材料仕様の照射の試験等を行ってきました。
0:44:37	顕微鏡セルにつきましてはこちらは金属試験や朝日形県梅田試験が行われてきました。
0:44:46	以上が1ポツのこの施設の概要というところになっております。
0:44:52	次、2ポツの核燃料物質の使用変更許可の内容についてというところで、こちら
0:45:00	5月に、
0:45:02	飛ばされました変更内容のおさらいというところでお知らせいただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:06	まずはですね一つが必要な目的及び方法の方変更しております措置案件、使用目的について調査した核燃料の照射物検査は、
0:45:18	6 燃料物の構造のための搬入作業及び核燃料物質の払い出しのための作業に変更いたしました。
0:45:26	次にですね使用の方法についてですけどもこちら使用の目的の変更に伴い、使用方法取扱設備機器の見直し、
0:45:34	及び作業歩道の見直しを行いました。
0:45:38	次の項目としましては安全上重要な施設の疾病評価ということで安全上重要な施設の物性評価結果を整理いたしました。
0:45:48	分析項目としましては手術棟の位置構造及び設備の基準に関する規則への適合性ということで、添付する位置及び研究家、使用する等の位置構造及び設備の基準に関する規則の
0:46:01	2 から 29 台の適合性について追記いたしました。
0:46:05	その他後は、
0:46:06	としましては記載の適正化を変更で行っております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:14	<p>続きまして核燃料物使用施設保安規定の変更内容についてということで</p> <p>今回の保安規定の変更ではですね、以下の事項について見直しを行った</p> <p>というところで5点記載しております。</p>
0:46:28	<p>各電力使用変更許可申請による使用の目的及び作業フローチャートは変</p> <p>更に伴う変更。</p>
0:46:35	<p>(2) としましては、燃料物質使用変更許可との整合①としましては、使</p> <p>用施設の設備のうち、使用終了した維持管理中の設備の管理を追記いた</p> <p>しました。</p>
0:46:48	<p>(3) としましては、燃料物仕様変更許可との整合の周りとして、</p>
0:46:54	<p>主要目的が変更に伴い、危機の情報なんです。</p>
0:47:00	<p>16 ページ。</p>
0:47:02	<p>3本としまして核燃料物質使用変更許可との整合によるケア目の変更及</p> <p>びグローブボックスの削除。</p>
0:47:10	<p>最後に記載の適正化というところを行いました。</p>
0:47:14	<p>それぞれの変更については、次のページに説明させていただきます。</p>
0:47:21	<p>河津核燃料物質使用変更許可申請による使用目的及び作業フローチャー</p> <p>トの変更というところですけども、</p>

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:30	こちら核燃料物質使用変更許可申請書の方ですね、
0:47:35	2 ポツの使用目的及び方法案かかる使用目的と、河津作業フローチャート木曾委員の変更に伴い規制の整合を図るところでですね、賛成の方の第 6 点。
0:47:48	第 17 条の第 3 報の記載、これまでの記載が副社長は第 6 条に定めるといふのありましたが、こちらの方の記載をですね、変更後は、
0:47:59	奥寺田課長は、第 1 項の規定により、J M T R から作燃料物質の受け入れを行うという記載に変更いたしました。
0:48:09	そちら様で取り扱い作業を行わないとかそういうことを記載してたんですけども、今回の変更で、ゲーム機や燃料物質を行う、物質の受け入れを行うというような変更としております。
0:48:25	次のページをめくっていただきまして、仕様変更許可の発生動向、
0:48:29	いふところで、主要施設の設備のうちですね使用終了した維持管理中の設備管理、
0:48:36	を追加いたしました。
0:48:39	そのうちですね使用終了した時間中の設備の記載の整合を図るため、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:48	以下の変更を行ったというところで、保安規定の第 6 編の 16 条の 2 で すね、使用終了した四半期の設備のファンとして使用水道下時間中の
0:48:59	設備について記載を追加いたしました。
0:49:03	また第 6 編の別表第 7 につままして使用終了した入管理中の、
0:49:09	設備の範囲として資料終了サイズの設備に係る表の記載を追加いたしま した。
0:49:19	次のページに行きまして、次の核燃料物質の周辺許可の制度ということ でこちら必要目的の変更に伴い、今後、市内企業削除。
0:49:29	いうところですけども、こちら許可書の方のすね、
0:49:33	表 2-1 がありましてこちらコンクリートセル及び選挙のマニフェスト の最大取扱量等の規制を図るためすね。
0:49:40	保安規定の別表第 1 の方からすね。
0:49:44	各燃料物質の、
0:49:46	取扱量から主要場所下げ型 1500 万はライザー最大取扱量 74 万 B q。
0:49:53	112 番はペーパープランを、
0:49:56	検証後年度 74 ギガベクレル、
0:50:00	天然ウラン、劣化ウラン、プルトニウム、ボリウムが三沢さん。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:05	のバーの記載を削除したと思います。
0:50:10	次のページですけれども、こちら、核燃料物周辺航空機の整備による部屋名の変更及びブロックの削除というところで、
0:50:22	こちら 9 番方ですね 1 階平面図の記載との整合を図るためですね。
0:50:26	本店の方のベック本トラブッカ平面図の方。
0:50:31	沼尻深瀬と同じような変更。
0:50:34	記載の見直しを行いました。
0:50:37	最後ですけれども記載の適正化ということで記載して来たメーカーの変更を行った第 6 ての別表第 1 発電量物質の最大取扱量、
0:50:48	表があるんですけどこちら申し込みという記載があったんですけども、こちら、濃縮ウラン箱が 235 という欄に 3 本の追加を、
0:50:58	1 枚ますと、
0:51:01	あとはこちらの方の
0:51:04	品質の資料には記載はしていませんが、本規定の方で目次が考案を
0:51:10	ちゃえというひらがな感じ直すなど、本質的には変更ではないような、
0:51:15	現行行っております。
0:51:19	本資料につきましては以上で説明を終了させていただきます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:30	規制庁の問題ですありがとうございました。
0:51:34	そしたら、ちょっとまたこちらから、幾つか確認させてください。
0:51:47	第
0:51:49	17条でね、ホットラボ課長のやることとといいますか。
0:51:56	大きく変えてるんですけども、
0:51:59	今回その仕様、
0:52:03	ちょっとすいません。
0:52:13	すいません。
0:52:16	変更前は、ホットラボ課長は、ある作業を除いては、
0:52:22	核燃料物質の取り扱い作業を行わない。
0:52:26	あと核燃料物質は受け入れないっていう機とか来認可の規定に対して、
0:52:32	今回はJ M T Rからは核燃料物質を受け入れますと。
0:52:37	いう規定に変わって、1点目はちょっと逆のね、
0:52:42	全く違う行為を、
0:52:45	ホットラボ課長の仕事として、
0:52:47	規定されるわけだけれども、
0:52:54	そう。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:56	受け入れた後に、今度は使用の目的であるその貯蔵のための搬入作業と か、
0:53:05	あと払い出しのための払い出し作業っていうのも、これにかかってくる んだけれども、
0:53:12	その払いだ搬入作業とか払い出し作業、
0:53:18	は、どういう規定でもって、
0:53:21	今のその第6編の中で、
0:53:23	言ってるのかって第何条に、そういった、
0:53:28	ちょっとさっきのね年金同等に行ってるんだけど、要は核燃料物資の取 り扱いに係る規定って、
0:53:35	もうありますよねっていうのがまず、確認事項の一つで、
0:53:40	それは代々南條になるんでしょうかという話と、
0:53:45	それでさらに発展してさっきのこの整理表のところで、
0:53:53	整理表じゃねえかって何とか整理評価整理表のところで、
0:53:57	第何条各電力の取り扱いに係る、
0:54:01	既民間の規定は第何条ですっていう関連づけが、
0:54:06	なされ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:08	関連づけをして欲しいなっていうのは、指摘です。
0:54:13	まず、第何条にありそうかってのは今、ちょっと探すのが大変でしたら また別に後日でもいいですし資料への
0:54:22	反映で結構なんですけど何かわかりそうですか。はい。浦川キムラで す。はい。
0:54:30	浦深野キムラですけど。どうぞ。はい。78条第6編の第16.6点なんで すけども、78条関係で、
0:54:45	十四条。
0:54:53	受け入れるときはというのが、電力を受け入れるときだと。
0:54:58	(1)ですか。(1)。
0:55:01	十七条の、
0:55:05	そうですね、(1)は(1)と(2)は、
0:55:10	あと貯蔵に関しては18条となっております。
0:55:14	ちょっと待ってくださいね。10、どこに河川。
0:55:28	で、
0:55:29	7、7円、666億円。
0:55:34	いう、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:36	18 条。
0:55:39	どうぞ。
0:55:47	江原委員。
0:55:52	江原委員ゆる話を、
0:55:59	じゃあどこ、
0:56:05	お金、17 条と 18 条だぐらいですか他には何か関連しそうなものって、
0:56:14	なさげですか。
0:56:20	あとは、李さん、C、
0:56:26	ほんとに
0:56:29	バーンどうぞ。そうですね 1078 ですかね。
0:56:41	パッと見えないすいません。実際場合はさせていただきました。
0:56:49	ここに書くのはちょっと、
0:56:51	はい。規制庁の本田さっきの燃研棟と同じで、この今日いただいた審査資料に第何条って加えていただけたらと思うんで、
0:57:02	もう条文としてすでにね、近隣化であるってことはもうわかりますわかってますんで、
0:57:09	その審査資料としての野瀬正確性っていいですかね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:13	そういうのをちょっとお願いするとすると、今日の
0:57:16	保安規定に、
0:57:20	規定すべき事項の確認表っていう表の2、0になるのか②と、
0:57:25	①の、
0:57:26	保安規定の記載整理表に、17条18条にすでにもありますと。
0:57:33	ということがわかるようにしていただければもういいと思います。
0:57:38	村尾キムラです。了解しました。
0:57:42	それはちょっと、ももうちょっと突っ込んで受払い、JNESの貫入作業とか払い出し作業をスコープに入った時、上部規定であるってことでよろしいですかね。
0:57:57	はい。
0:57:58	よろしいですか。
0:57:59	はい。はい。
0:58:04	だからひょっとしたらその17条18条以外にもその払い出しとか払い受け入れとか払い出しに特化した規定が何かこう、
0:58:13	6円の中にある。
0:58:15	或いはモード共通編のところにあるかもしれないんで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:18	そこも、そこはちょっともう、よく見ていただくっていう形になるかと思うんですけどね。
0:58:27	ちょっと繰り返しかけど要するに今まで受け入れないとか作業しないっていったものを、1点してkれます。目的に対しては払い出したいう形で返しますっていう今まで、
0:58:40	規定にも規定に書いてないことは新しく
0:58:46	9 やろうっていうかね。
0:58:48	見た目としてはそうなので、その新しくやろうということに対しては、もう既認可ですでに、そういったその行為に対してその縛りをする保安規定の条文ありますっていうことが、
0:59:00	この新し審査資料とか今日の整理表であるところで、読めればもう十分ですんで、ちょっとそういう趣旨でちょっと、
0:59:10	お願いしてる次第です。
0:59:15	本当はっきりキムラですけども、了解しました。はい。
0:59:20	あとね後、ちょっともうちょっと待ちますか。
0:59:26	もういいですか続けて。
0:59:28	ちょっとこれ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:30	細かいんですが表の
0:59:32	変更後の表の別表第7-2。
0:59:38	主要終了した維持管理中の設備の管理の表なんですけど、
0:59:45	右側に点検項目ってあって、
0:59:49	主要就労者維持管理中の設備については漸減遮断と。
0:59:54	核燃料物資の使用の、
0:59:56	表示禁止表示が行われてることってあって、
1:00:00	ちょっと細かいけど、電源遮断と、
1:00:03	ほかに等が何かって話で、どんなことを想定されてますか。
1:00:13	はい。
1:00:34	別途、ホットラボキムラですけども、例えば装置自身のこのバルブだっ たりとかそういう決まっているというのも、
1:00:45	含まれてます。0分の閉止確認とか、
1:00:50	あれか。なるほど装置。
1:00:53	電源車だから、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:56	電源遮断だけじゃなくてそういったこう、何か今日、何かを供給するゲームをこう供給するものがあるとしたらその供給のルール、流路立つとか。
1:01:07	装置だったら何だ、
1:01:12	収集を長くの例えばなど導入部も外しちゃうとかそこに、
1:01:16	物を入れられないような措置をとるとか、そういった非常に細かい、
1:01:23	作業になると思うんで、そういったことがあるんじゃないかってことですかね。
1:01:28	はい。はい使えないというところがあって、そうですね。とにかく、その装置をお使いかえなくする核燃料物質としての
1:01:38	クレーンのベストの関連をなくすってという意味ではそういったことをやりますと、はい。
1:02:17	規制庁佐久間です。座間さんお願いします。
1:02:20	はい。今に関連してその準強いる頻度はどのように設置した考えを教えてくださいませんか。
1:02:44	月1にこちらの方で点検回ってますので、それに合わせてという形で設定させていただきました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:58	規制庁佐久間です。わかりました。
1:03:01	あと、もう1点、ちょっと年検討さんとも関連して質問なんですけれども、今回のホットラボし、
1:03:09	衛藤鳥羽の方では、使用を終了した維持管理中の設備という名称です。一方燃研棟さんだと先ほど説明いただいたように核燃料物質を取り扱わない。
1:03:24	維持管理設備ってというのは使っているんですけどもこれらに違いはありますでしょうか。
1:03:35	いや、ホットラボキムラですけども、今回は綺麗でこの名称を使ったのは教科書の方で、そのような名称となっているから、それを使わせていただきました。
1:03:47	資料の方の保安規定変更認可申請と使用許可の対比表というのがございまして、そちら、
1:03:56	3ページ目ですか、そちらを見ていただくと、
1:04:01	ホットラボの方の許可と今回の申請した保安規定の方の表が載っておりますので、今月サイクル、
1:04:09	というところがわかるかと思えます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:15	社長佐久間ですありがとうございます。燃研棟さんはいかがでしょうか。
1:04:20	国内建材部の前田です。点検等につきましては、グローブボックスの使用は終了せず、
1:04:27	核燃料物使用のみ終了ですので、核燃料物質の週を終了という、そういう設備という説明になってございます。以上です。
1:04:40	規制庁佐久間です。衛藤じゃちょっと確認なんですけれども、今その使用を終了した。
1:04:47	設備、ホットラボの方とは、燃研棟さんの方は位置付けが違くと使用は終了しないけど、核燃料物質を取り扱わないっていう整理っていうそういうことですか。
1:05:01	はい。
1:05:02	高齢経年程度の前田です。はい、おっしゃる通りです核燃料物は取り扱いませんがブロック自体は点検等で使いますので当然
1:05:13	グローブボックスの中に設備がまだございますのでそういった点検等もありますので、グローブボックスは使用するということでございます。以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:24	規制庁佐久間です。ありがとうございます。もう一度ちょっと確認ですけど、許可書上は、なので維持管理設備とかそういう、
1:05:35	たことには位置付けてなくて、許可書上でも、とかネック燃料物質を取り扱わない設備、今対比表を見てるんですけども、
1:05:45	衛藤と、
1:05:47	別の1、
1:05:49	核燃料物質を取り扱う設備とは別の位置付けとして位置付けられているという理解でよろしいですか。
1:05:57	連続の前田です。はい。おっしゃる通りです。
1:06:03	清帖佐加茂ですありがとうございました。
1:06:17	え。
1:06:19	はい。
1:06:21	規制庁の本間です。衛藤。
1:06:24	一応こちらから確認したい事項っていうのは以上で
1:06:29	で、
1:06:30	いろいろ指摘させていただきましたけれど、
1:06:34	ちょっと指摘の、透明、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:37	認識合わせさせてます。
1:06:39	見ますけどよろしいでしょうか。
1:06:43	はい。
1:06:44	はい、じゃあ、
1:06:48	まず燃研棟の方ですけれども、
1:06:56	臨界管理っていうおっきなカテゴリの中で今回、
1:07:01	変更する6条の第5項の中で、
1:07:07	運搬車での、運搬車での運搬であるとか容器の個数制限とか、
1:07:13	あと同時使用しないっていうことが臨界管理に係る
1:07:19	ルールであるということのご説明ありましたので、
1:07:23	それらについては、
1:07:26	その該当のね該当条文について、
1:07:32	今日の資料の①になるのかな。
1:07:35	②か。
1:07:37	ちょっとすみません、わかりませんが
1:07:39	保安規定の記載整理表というところに追記する。
1:07:43	ということをお願いしたい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:45	いうのと、
1:07:47	あと、
1:07:49	主要核燃料物質の使用に係るルールって意味では、17条、11条と 12条から
1:07:58	11条と12条がありますってことでしたので、
1:08:02	こちらは、こっちからの不安規定に規定すべき確認書の方で、明記する か、
1:08:15	いうことをお願いしたいと思います。
1:08:20	それと、もう1個は、代表。
1:08:25	保安規定。
1:08:28	変更認可申請と使用許可の対比表の、
1:08:33	14分の9ページの、
1:08:38	右側の仕様変更許可の表が、
1:08:45	正しいかどうか確認。
1:08:49	いうことをお願いしたいと思います。
1:08:55	佐久間さん燃研棟で他何か漏れあります。
1:09:06	いや、議長佐久間です。特にありません。はい、わかりました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:10	ただ、次はホットラボの方ですけれども、
1:09:16	今回そのホットラボ課長が、
1:09:20	J M T Rからの燃料を受入れると。
1:09:23	いうことを変更するということであるので、
1:09:27	核燃料物質のしょうとか、受け入れとか払い出しに係る規定は、許可に おいては17条18条に当たるんではないかっていうご説明当たるとご説 明がありましたので、
1:09:41	同様に、
1:09:49	安保。
1:09:50	この保安規定の記載整理表のところにその旨を、17条18条のことを追 加するっていう話と、あとこれは確認していただければいいんだけど もその、
1:10:02	運搬とか払い出しとかそういったことが別途、違うところで規定されて いるかもしれないのでそれは改めて確認していただきたい。
1:10:10	いうこと。以上、ホットラボについては以上になります。
1:10:19	阪本さん。
1:10:21	他ありますか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:24	清町佐久間です特にありません。はい。
1:10:27	わかりました。それで今、江藤指摘させていただいた、燃研棟とホットラボについては
1:10:35	もう1回面談ですね、
1:10:40	その収集へ修正いただいた資料とともにこういう、
1:10:45	規定ぶりとなっていますということを面談の中で簡単で結構なんでご説明いただくということにしたいと思いますので、
1:10:54	よろしく願いいたします。
1:10:59	江藤。
1:11:02	臨床機構さんから何かご質問等々ございましたら、お願いします。
1:11:11	将来懸念タイプの梅田です。コメントいただきましたところは、これから対応いたします。議会の皆さんにもよろしく願いいたします。
1:11:20	はい。
1:11:22	他、よろしいですか。はい。よろしいでしょうか。はい。いただきましたコメント、こちらの記載整理表の方では修正します。
1:11:36	しますが、その他の部分でも例えば今回、はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:41	民間の部分の内容っていうのは入れてない部分があったりしてるんですけども、すみません、秋本阿南の部分でおっしゃいました。
1:11:50	すでに認可をもらってると。
1:11:55	これについて、他のこちらの
1:12:00	審査基準との合わせていろいろ書いてる部分ってあるじゃないですかは い。情報を入れてなかったりしてるんですけども、入れては、入れてない ってというのは、
1:12:10	入れる必要がないんじゃないか。
1:12:12	入れる必要がないってことで一体や何で入れてないってことです。い え、今回対象じゃないってことじゃない。
1:12:20	そういう、
1:12:22	罨ですよ。今回、うん。
1:12:28	記載整理表の3ページで見ていただきたいんですけども、すみません、 何ページ何ページ。
1:12:35	半ページね、3ページ。
1:12:38	3ページ。はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:41	こちらの方、ホットラボ等の別表第1ということで記載させていただいたんですけども、はいはいはい。
1:12:48	臨界管理っていう観点で言うなれば、他に例えば今19条とかも当てはまるのかなとかも。
1:12:57	それは、壮年検討は、ご説明あった通り臨界管理を意識した、その新しい上丈夫な(2)とか(4)とか運搬とか、
1:13:08	個数の制限とかは臨界を意識管理会を意識したルールづくりルールですというご説明があって、
1:13:15	新しく課長さんなり何なりが守らなきゃいけないと指摘新しく規定したので、
1:13:22	それ変更内容じゃないですか、変更内容はこうこうだから、臨界管理なんですってことなので、
1:13:29	指摘させていただいたので、その
1:13:32	トラフのほうで今回その変更の中にその臨界管理に係るものがあればもちろん入れていただくけど、
1:13:39	ないんじゃないか。今回あるんですか。ここはちょっと記載の方が、うん。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:45	立田っていう程度の記載なんで、基本的な話ではないんで、それともあれですかその系れにあたって何かそういった管理しなきゃいけないのか。
1:13:56	いや、そういうわけではなくて、世の中じゃない。
1:13:59	はい。
1:14:03	そこは
1:14:06	全然変更の範囲外は以前構わないですよ、入れなくていいので、
1:14:13	変更の範囲だなというふうにお感じになれるんだったらそこは、
1:14:17	よく考えて、
1:14:19	生産いただければと思います。
1:14:24	はい。倉岡了解しました。はい。
1:14:31	その他なければ、よろしいですか。
1:14:35	東京事務所、本部の仲村です。はい。今回のベンダーの話ではないので、ちょっと終わった後にちょっと簡単に、ありがとうございます。
1:14:47	ちょっとご発言させていただければと思います。
1:14:51	メンバーについては特にございません。わかりました。はい。
1:14:55	それでは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:58	これ小原域研究所喜多地区の保安規定変更認可申請に係る面談。
1:15:05	終了といたしますどうもありがとうございました。引き続きよろしくお 願いたします。
1:15:10	ありがとうございました。
1:15:12	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。